

障害者医療の助成内容

一定の障害をもつ方の
保険診療の自己負担額を市が助成します

文書料・予防接種など保険が適用されないもの
入院時食事療養費は助成対象外です

[受給要件]

- ・身体障害者手帳1～3級、4級（腎臓機能障害）、
4～6級（進行性筋萎縮症）
- ・知能指数50以下（療育手帳A・B判定）
- ・自閉症状群
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級

助成の受け方

[障害者医療費受給者証] を交付します

病院・薬局など医療機関等へ受診する時は

健康保険証・**障害者医療費受給者証**

をご提示ください

窓口負担は[無料]になります。

ただし、下記のとおり受給者証を使用できない場合は、当課より助成対象額を支給します。

(申請方法：右記[支給申請の方法]をご覧ください。)

- ・**県外**での受診
- ・受給者証交付前など未提示での受診
- ・コルセットなど治療用装具の作製

支給申請の方法（県外受診など）

県外受診など受給者証を使用できない場合は
助成対象額を支給します

申請場所

北名古屋市役所 国保医療課（西・東庁舎）
月～金曜日（祝日・閉庁日を除く）8:30～17:15

持ちもの

- ・領収証（原本 医療点数が記載されているもの）
- ・健康保険証 ・障害者医療費受給者証
- ・印かん ・通帳（振込先のわかるもの）

※※※ 注意事項 ※※※

治療用装具を作製された方へ

北名古屋市国保加入者『医師の証明書』をお持ちください。
北名古屋市国保加入者以外 あらかじめご加入の健康保険に申請していただき、『医師の証明書』『支給決定通知等入金額が分かるもの』をお持ちください。差額自己負担額を支給します。

高額療養費に該当する方へ（北名古屋市国保加入者以外）

『支給決定通知等入金額が分かるもの』をお持ちください。
差額自己負担額を支給します。
高額療養費のお問い合わせはご加入の健康保険へ。

保険証を提示できず10割（全額）支払われた方へ

（北名古屋市国保加入者以外） あらかじめご加入の健康保険に申請していただき、『支給決定通知等入金額が分かるもの』をお持ちください。差額自己負担額を支給します。
支払額について 保険診療点数をもとに計算しますので、自己負担額（領収書の金額）と数円の誤差が生じる場合があります。

時効について 申請書の提出期限は、医療費を支払った日の翌日から5年間です。

ご来庁が困難な方へ 郵送での申請も可能です。詳しくは北名古屋市ホームページをご覧ください。当課までお問い合わせください。

受給者証の更新

有効期限が切れる前に
更新の手続きをしてください

身体障害者手帳・療育手帳

有効期限：令和4年7月末または

手帳の再認定時期（次期判定年月）の早い日

※期限が切れる前にあらかじめ手帳の更新を済ませて
ください。

自閉症状群

有効期限：令和4年7月末

※当課から更新案内通知を送付します。あらかじめ診
断書をご用意ください。（3か月以内のもの）

精神障害者保健福祉手帳

有効期限：手帳の有効期限と同日

※期限が切れる前にあらかじめ手帳の更新を済ませて
ください。

その他

精神疾患による通院をされる方へ 公費「自立支援医療（精神通院）」に該当する場合は、障害者医療と併用してください。

詳しくは、通院される医療機関へお尋ねください。

人工透析をされる方へ 人工透析に関する受診や処方の際は、ご加入の健康保険から発行される「特定疾病受領証」を提示してください。（未発行の方は、ご加入の健康保険へ申請してください。）

また、公費「自立支援医療（更生医療）」に該当する場合は併用してください。

詳しくは、透析をされる医療機関へお尋ねください。

こんな時は届出・申請を

社会保険に加入されている方へ（協会けんぽを除く）

受給者証を取得した時、健康保険証を変更した時は、ご加入の健康保険担当者へ「障害者医療」を受給していることをお伝えください。高額療養費支給事務において、医療費助成の受給資格の有無が必要になります。届出・お問い合わせはご加入の健康保険へ。

市内でお引越しをされる方へ 受給者証の住所変更をいたしますので、届出をしてください。

（持ちもの：健康保険証・[障] 受給者証）

市外へお引越しをされる方へ 受給者証を回収いたしますので、届出をしてください。

（持ちもの：健康保険証・[障] 受給者証）

資格喪失後に受給者証を使用された場合は、当該医療費を市に返還していただきますので、当課までご連絡ください。

転職される方へ 健康保険証に変更があった場合は届出をしてください。

（持ちもの：健康保険証・[障] 受給者証）

ご加入の健康保険から高額療養費（付加給付金）が支給された方へ 受給者証を使用された医療費に対し、ご加入の健康保険から高額療養費等が支給された場合は、医療費を市に返還していただきますので、当課までご連絡ください。

～・～ ご協力ください ～・～

健康保険証や受給者証が変わった場合

医療機関等（病院、薬局など）の窓口にて、その旨を伝えてください。

医療機関等からの誤請求を減らすことができます。

高額な医療を受ける場合

『限度額適用認定証※』を医療機関等の窓口に掲示してください。

健康保険から被保険者へ支給される高額療養費を、市に返還していただく手続きを省くことができます。※ご加入の健康保険へ『限度額適用認定証』の交付申請が必要です。医療機関で精算される前に交付を受けてください。

ジェネリック医薬品の利用

医療機関等で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。医薬品の開発には長い時間と多くの費用がかかることから、新薬は一定期間特許に守られ販売されます。これに対し、ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が切れたあとに、同じ成分を使って製造されるもので、効き目や安全性は確認され、一般的に価格が安くなっており、医療費を節約することができます。ただし、使用している薬や症状によっては、まだ新薬しか発売されていない場合があります。詳しくは医師や薬剤師にご相談ください。

障

R1.8

受給者証の交付を受けた方へ

医療費助成制度 のご案内

[障害者医療]



北名古屋市

KITANAGOYA

市民健康部 国保医療課

所在地【西庁舎】

〒481-8531 北名古屋西市西之保清水田 15 番地

所在地【東庁舎】

〒481-8501 北名古屋市熊之庄御榊 60 番地

電話番号

(0568) 22-1111 (代)

ファクシミリ

(0568) 24-0003

電子メール

kokuho@city.kitanagoya.lg.jp